

[目的]

この基準は、環境基本法を尊重し、環境保全に配慮して行動するという理念に基づき、桂川電機株式会社およびその関連会社(以下、総称して「当社」という)の製品、消耗部品、保守部品を構成する全ての部品、原材料、包装材および副資材に含有する化学物質について、使用禁止物質及び使用管理物質を明確にして製品の環境負荷の低減を目的とします。

[適用範囲]

当社の製品、消耗部品、保守部品を構成する全ての部品、原材料、包装材および副資材に適用します。具体的には、電気部品、機構部品、ユニット、材料、ねじ、取扱説明書等の製品の付属品、接着剤・潤滑剤等の製品の中に含まれる材料(副資材)、包装材、梱包材等です。(当社の指示ある場合には適用範囲から除外します。)

*[購入条件]

以下の条件を全て満たすことを購入条件とさせていただきます。

- ・表1に示します「桂川電機使用禁止物質」の化学物質群の適用基準の規格を満足すること。但し、前記化学物質群で国内外の法令・規制で除外されているものは除きます。
- ・「使用禁止物質不使用証明書」を提出すること。
- ・表6、表7 に示します REACH 規則における SVHC (高懸念物質) の情報開示要求の確認書の提出、及び SVHC の含有が認められた場合には、「SVHC 含有調査票」を提出すること。

また、当社運用基準に従い必要に応じて監査、調査を行います。

[用語の定義]

*使用禁止物質:

表1に示す桂川電機使用禁止物質であり、これはグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)の「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」の別表Aの「調査対象物質郡リスト」から当社が選定した物質群です。

表3に示す外部からの要求事項に関する禁止物質です。

*使用管理物質:

表2に示す桂川電機管理物質であり、これはグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)の「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」の別表Aの「調査対象物質郡リスト」から当社が選定した物質群です。

包装材:

木枠、パレット、支持材(支柱、留め金、添え木)、緩衝材、バンド、被覆材、インク、ラベル等も含まれます。

副資材:

通常の副資材に加え、製品、部品に使用され、あるいは付着残留する可能性のある物質も含まれます。

例えば、プレスに使用する油、マーキングに使用するマジック、接着剤、テープ等です。

マーキングペン、テープ等の文具・事務用品につきましてはエコマーク認定商品の使用を奨励します。

使用禁止物質不使用証明書:

当社に納入する部品、原材料、包装材および副資材で使用禁止物質(国内外の法令・規制で除外されているものを除く)が使用されていないことを証明していただく文書です。(社印及び責任ある方の記名捺印が必要です) 使用禁止物質不使用証明書の有効期間は2年間とし、満了日を更新年の6月30日とします。

*REACH 規則における SVHC (高懸念物質) の情報開示要求の確認書:

REACH 規則第33条の情報伝達の義務に関する確認書です。ご回答日の時点における SVHC リストを対象とします。従いまして SVHC リストが追加になった場合には、再確認していただき再提出願います。

(社印及び責任ある方の記名捺印が必要です。)

[化学物質調査方法]

当社に部品、原材料、包装材、副資材を提供されるサプライヤーの皆様は、桂川電機グリーン調達調査票を提出して頂きます。この調査票は、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSI)の「Ver4.02 調査回答ツール」を用いて、「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」[Ver.4 調査回答フォーマット]にてJGPファイルで回答提出願います。

***グリーン調達調査共通化協議会のサイト**は http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greenTOP.html です。

***表4に「RoHS 指令対象物質」およびその「除外項目」**を掲示しました。

*表5に「PFOS 類の除外項目」を掲示しました。

***表6,表7に SVHC リスト**を掲示しました。

RoHS(Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment)

*REACH, the European Union regulation concerning the Registration, Evaluation, Authorization and restriction of Chemicals (No. 1907/2006)

*[調査項目]

- ・ 「依頼元項目1」機種名
- ・ 「依頼元項目2」 RoHS 指令対応の有無
0:対応 1:未対応
- ・ 「依頼元項目3」 桂川電機使用禁止物質対応の有無
0:対応 1:未対応 -:未調査
- ・ 「回答元項目1」 SVHC の含有の有無
含有 1 非含有 0 未調査 -
- ・ 「回答元項目2」 外部要求の禁止物質対応の有無
0:対応 1:未対応 -:未調査
- ・ 当社が指定する部品(トナー、感光体、筐体プラスチック、プリント基板、包装材料等)につきましては、エコマーク商品類型No117「複写機」あるいはNo122「プリンタ」等の基準を満たすため別途証明書の発行を依頼することがあります。
- ・ 各包装材については、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの4物質の総含有量を 100ppm 以下とします。

*表1 桂川電機禁止物質

No.	分類	材料/化学物質	Substance	主な法令および規制情報	閾値レベル	危険有害性
1	A05	カドミウム及びその化合物	Cadmium and Cadmium Compounds	EU指令76/769/EEC, EU指令2002/95/EC(RoHS), EU指令94/62/EC(EU包装指令) 米国包装材重金属規制	100ppm (RoHS 指令) 100ppm (包装材) 1	急性毒性 (骨軟化症、肝臓障害) 発がん性
2	A07	六価クロム化合物	Hexavalent Chromium Compounds	EU指令2002/95/EC(RoHS), EU指令94/62/EC(EU包装指令)、 米国包装材重金属規制	100ppm (RoHS 指令) 100ppm (包装材) 1	急性有害性, 発がん性
3	A09	鉛及びその化合物	Lead and Lead Compounds	EU指令2002/95/EC(RoHS), プロポジション65 EU指令94/62/EC(EU包装指令)、 米国包装材重金属規制	100ppm (RoHS 指令) 300ppm(塩化ビニルケーブルのみ) 100ppm(包装材) 1	特定標的臓器: 全身毒性 (造血系, 腎臓, 中枢神経系)
4	A10	水銀及びその化合物	Mercury and Mercury Compounds	EU指令2002/95/EC(RoHS), EU指令94/62/EC(EU包装指令)、 米国包装材重金属規制	100ppm (RoHS 指令) 100ppm (包装材) 1	生殖毒性, 特定標的臓器: 全身毒性 (中枢神経系, 呼吸器等)
5	A17	ビス(トリブチルスズ) =オキシド	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	化審法(第一種特定化学物質)	意図的添加	急性毒性 水性環境急性有害性
6	A18	一部のトリブチルスズ類(TBT類)およびトリフェニルスズ類(TPT類)	Tributyl Tins & Triphenyl Tins	化審法(第二種特定化学物質)	意図的添加	特定標的臓器: 全身毒性 (免疫系), 水生環境急性有害性
7	B02	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	EU指令2002/95/EC(RoHS)	100ppm (RoHS 指令)	特定標的臓器: 全身毒性 (肝臓, 腎臓, 甲状腺)
8	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	Polybrominated Diphenyl ethers (PBDEs)	EU指令2002/95/EC(RoHS)	100ppm (RoHS 指令)	特定標的臓器: 全身毒性 (肝臓, 腎臓, 神経系)
9	B05	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	Polychlorinated Biphenyls (PCBs)	化審法(第一種特定化学物質) EU指令76/769/EEC	意図的添加	発がん性, 生殖毒性, 特定標的臓器: 全身毒性 (肝臓, 皮膚, 免疫系)
10	B15	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	Polychlorinated Terphenyls	EU指令76/769/EEC	意図的添加	特定標的臓器: 全身毒性 (皮膚, 肝臓)
11	B06	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	Polychloronaphthalenes (Cl=>3)	化審法(第一種特定化学物質)	意図的添加	特定標的臓器: 全身毒性 (皮膚, 肝臓)
12	B09	短鎖型塩化パラフィン (C10-C13)	Short Chain Chlorinated Paraffins	EU指令 76/769/EEC(+2002/45/EC) REACH 規則 (EC) No1970/2006	意図的添加	特定標的臓器: 全身毒性 (肝臓, 腎臓, 甲状腺)
13	C01	アスベスト類	Asbestos	EU指令 76/769/EEC, EU指令 91/339/EC, 米国有害物質規制法 TSCA	意図的添加	発がん性 特定標的臓器: 全身毒性 (肺)
14	C02	アゾ染料・顔料	Azo Colorants	EU指令 76/769/EEC (2002/61/EC; 2003/03/EC)	意図的添加	発がん性, 難分解性
15	C04	オゾン層破壊物質	Ozone Depleting Substances	モントリオール議定書, 米国, 1990年大気浄化法	意図的添加	オゾン層破壊
16	C06	放射性物質	Radioactive Substances	原子炉等規制法	意図的添加	放射線障害

17	B13	ペルフルオロオクタン スルホン酸 PFOS	PFOS Perfluorooctane Sulfonates	76/769/EEC(2006/122/EC)	意図的添加 調剤(オイル, グリス等)は 50ppm 製品,部品は 1000ppm コーティング 剤,表面処理 剤は1マイク ロg/m2	生体蓄積性
18	C08	フェノール,2-(2Hベン ゾトリアゾール-2- イル)-4,6-ビス(1,1-ジ メチルエチル	Phenol,2-(2H- benzotriazol- 2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethyl- ethyl)	化審法(第一種特定化学物質)	意図的添加	難分解性, 高生体蓄積 性

各化学物質は、「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」の別紙5のJIG例示物質リストを参照してください。

1 各包装材については、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの4物質の総含有量が100ppmを越える場合に使用禁止とします。

*表2 桂川電機管理物質

No.	分類	材料/化学物質	Substance	主な法令および規制情報	報告レベル	危険有害性
1	A11	ニッケル	Nickel	EU指令76/769/EEC, EU指令94/27EC	意図的添加 長時間皮膚に 接触する場合 はすべて	皮膚感作性 特定標的臓 器・全身毒性 (呼吸器,中枢 神経系)
2	A19	酸化ベリリウム	Beryllium oxide CAS 1304-56-9		1000ppm	発がん性 特定標的臓 器・全身毒性 (呼吸器)
3	A20	五酸化二ヒ素	Arsenic pentoxide	REACH規則(EC)No1970/2006	1000ppm	発がん性
4	A21	三酸化二ヒ素	Arsenic trioxide	REACH規則(EC)No1970/2006	1000ppm	発がん性
5	B11	ヘキサプロモシクロ デカン(異性体含む)	HBCDD	REACH規則(EC)No1970/2006	1000ppm	難分解性, 生体蓄積性, 有毒性
6	B08	臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE類、HBCDD を除く)	Brominated Flame Retardants		1000ppm	生体蓄積性
7	B16	リン酸トリス(2-クロロ エチル)	Tris(2-chloroet hyl)phosphate (TCEP)	REACH規則(EC)No1970/2006	1000ppm	特定標的臓 器・全身毒性 (神経系)
8	B12	過塩素酸塩	Perchlorate	米国カルフォルニア州DTSC規 則	0.006ppm	腐食性
9	B10	フッ素系温室効果ガス	PFC,SF6,HFC	EU規制 842/2006	意図的添加	温暖化
10	B07	ポリ塩化ビニル	PVC		1000ppm	燃焼時の有 害化学物質 の発生
11	C07	ホルムアルデヒド	Formaldehyhde	米国カルフォルニア州CARB規 則	意図的添加	特定標的臓 器・全身毒性 (神経系, 呼吸器)
12	C09 C10	フタル酸エステル	Phthalates	REACH規則(EC)No1970/2006	1000ppm	生殖毒性

各化学物質は、「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」の別紙5のJIG例示物質リストを参照してください。

*表3 外部要求の禁止物質

No.	材料 / 化学物質	Substance	主な法令および規制情報	閾値レベル	危険有害性
1	ベンゼン	Benzen	EU有害物質規制	意図的添加	発がん性 特定標的臓器・全身毒性(呼吸器, 中枢神経系)
2	マイレックス		POPs条約	意図的添加	特定標的臓器・全身毒性(肝臓, 神経系) 水性環境急性有害性
3	ヘキサクロロベンゼン		化審法(第一種特定化学物質)	意図的添加	生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性(肝臓, 皮膚, 甲状腺等) 水性環境急性有害性
4	フマル酸ジメチル	DMF	EU有害物質規制	1000ppm	特定標的臓器・全身毒性(皮膚, 肝臓, 腎臓)

*表4 RoHS指令対象物質 除外項目

No	化学物質群	除外項目
* 1	カドミウム及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> 100ppm 以下 EU 指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除く電気接点とめっき中のカドミウム 光学ガラス、フィルターガラス ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキ 音圧レベル100dB(A)以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイルに直付される導電体の電氣的/機械的な複合部分の合金中のカドミウム プロ向け音響機器に適用される光カプラーのためのフォトレジスタ中のカドミウム 2009年12月31日まで 酸化ベリリウムと結合したアルミニウム上に使用される厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム
2	六価クロム化合物	<ul style="list-style-type: none"> 100ppm 以下 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用六価クロム
3	鉛及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> 100ppm 以下 CRT, 電子部品、蛍光管に使用されるガラス中の鉛 電子セラミック部品中の鉛 合金成分として、鋼材の重量の 0.35% までの鉛、アルミ材の重量の 0.4% までの鉛、及び銅材の重量の 4% までの鉛。 高融点はんだ中の鉛(85wt%を越える鉛を含む鉛合金) サーバ、ストレージおよびストレージアレイシステム、交換、シグナリング、伝送及びネットワーク管理のためのネットワークインフラ機器用のはんだ中の鉛 コンプライアントピン・コネクタ 熱伝導モジュール C リング用コーティング材 光学ガラス、フィルターガラス 85wt%未満 80wt%を越える鉛を含むマイクロプロセッサのピンとパッケージ接合用の2種類を越える元素で構成されるはんだ Flip Chip IC パッケージ内で半導体のダイとキャリア接合用のはんだ中の鉛 鉛青銅製の軸受胴とプッシング ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱灯の鉛 プロ向けの複写用途に使用される高輝度放電の放射物質としてのハロゲン化鉛 BPA等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用され、また、SMSのような蛍光体を含むジアゾ複写機、リソグラフィ、補虫器、光化学物質および硬化処理の特別なランプに使用される放電ランプの蛍光体(1重量%以下)の活性剤としての鉛 極めてコンパクトな ESL の主混合物の特定組成の PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg と、補助混合物の PbSn-Hg の鉛 LCD に使用されるフラット蛍光灯の前後の基板を接合するためのガラスの酸化鉛 ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキ 光ファイバー通信システムに使用される RIG(希土類鉄ガーネット)ファラデー回転子に不純物として含まれる鉛 2009年12月31日まで ピッチが 0.65mm 以下で NiFe リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコン

		<p>ポーネットの表面処理に含まれる鉛、また、ピッチが 0.65mm 以下で銅リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネットの表面処理に含まれる鉛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのハンダ付け用ハンダに含まれる鉛 ・ 構造要素に用いられプラズマ表示盤 (PDP) および表面伝導電子エミッタ表示盤 (SED) に含まれる酸化鉛。特に前後ガラス誘電体層、バス電極、ブラックストランプ、アドレス電極、バリアリブ、シールフリット、フリットリング、およびプリントペーストに含まれる鉛酸化物 ・ ブラックライトブルー (BLB) ランプのガラス管体に含まれる鉛酸化物 ・ 高出力 (125dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定されている) スピーカに使用されるトランスデューサー用ハンダとして用いられる鉛合金 ・ 理事会指令 69/493/EEC の付属書 (カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛 ・ 水銀を含有しない薄型蛍光灯ランプ (例えば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの) に使用されるはんだ材中の鉛 ・ アルゴン・クリプトンレーザー管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛 ・ 電力トランス中の、直径 100 μm 以下の薄型銅線のはんだ中の鉛 ・ サーマットベース (セラミック + メタル) のトリマー電位差計の構成要素中の鉛 ・ 亜鉛ホウ酸塩処理ガラス (zinic borat glass) 体ベース上の高圧ダイオードのめっき層中の鉛
4	水銀及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1000ppm 以下 ・ ランプ 1 本あたり 5mg を超えない範囲のコンパクト蛍光灯ランプ ・ 水銀が各閾値を越えない一般照明用の直管蛍光灯ランプ <ul style="list-style-type: none"> ・ haophosphate: 10 mg ・ triphosphate with normal lifetime: 5 mg ・ triphosphate with long lifetime 8 mg. ・ 特殊用途用の直管蛍光灯ランプ ・ RoHS 指令の付属書に特に定めていないその他のランプ ・ ディスプレイあたり 30mg までの含有量の DC プラズマディスプレイ中の陰極スパッタリング反応抑制剤として使用される水銀 2010 年 7 月 1 日まで
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1000ppm 以下
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1000ppm 以下

表5 PFOS 類 除外項目

No	化学物質群	除外項目
* 17	PFOS およびその塩類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品部品は 1000ppm 以下 ・ 調剤 (オイル、グリス等) は 50ppm 以下 ・ コーティング剤、表面処理剤は 1 マイクロ g/m² ・ フォトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 ・ フィルム、紙または印刷原版用の写真コーティング剤 ・ PFOS 放出量が利用可能な最先端の技術で極小条件における非装飾用硬質クロムめっき用ミスト防止剤、管理された電気めっきシステムで用いられる湿潤剤

*表6 SVHC リスト(2008.10.28 公表)

物質 No.	物質名	危険有害性	備考
1	アントラセン	難分解性, 生体蓄積性, 有害性	
2	4,4'-ジ'アミノ'フェニルメタン	発がん性	表 1-14-C02
3	フタル酸ジ'ブチル'(DBP)	生殖毒性	表 2-12-C09
4	塩化コバルト()	発がん性	
5	五酸化二砒素	発がん性	表 2- 3-A20
6	三酸化二砒素	発がん性	表 2- 4-A21
7	重クロム酸ナトリウム・二水和物	発がん性, 変異原性, 生殖毒性	表 1- 2-A07
8	2,4,6-トリニトロ-5-t-ブチル-1,3-キシレン(マスクキシレン)	高難分解性, 高生体蓄積性	
9	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	生殖毒性	表 2-12-C09
10	ヘキサブ'ロモシクロ'デカン(HBCDD)及び全主要ジ'アステロマー	難分解性, 有毒性, 生体蓄積性	表 2- 5-B11
11	短鎖塩素化パラフィン(炭素鎖長 10 ~ 13)	高難分解性, 高生体蓄積性, 有毒性,	表 1- 8-B03
12	ビス'トリブチル'ス'オキッド'(TBTO)	難分解性, 生体蓄積性, 有毒性	表 1- 5-A17
13	ヒ酸鉛	発がん性, 生殖毒性	表 1- 3-A09
14	ヒ酸トリエチル	発がん性	
15	フタル酸ブチルヘン'ジル'(BBP)	生殖毒性	表 2-12-C09

*表7 SVHC リスト(2010.1.13 公表)

物質 No.	物質名	危険有害性	備考
1	アントラセンオイル	高難分解性, 高生体蓄積性, 発がん性	
2	アントラセンオイル アントラセンペースト アントラセン軽留分	高難分解性, 高生体蓄積性, 発がん性	
3	アントラセンオイル アントラセンペースト アントラセン留分	高難分解性, 高生体蓄積性, 発がん性	
4	アントラセンオイル, anthracene-low	高難分解性, 高生体蓄積性, 発がん性	
5	アントラセンオイル アントラセンペースト	高難分解性, 高生体蓄積性, 発がん性	
6	高温コールターールピッチ	高難分解性, 高生体蓄積性, 発がん性	

7	アルミノシリケート 耐火セラミック繊維	発がん性, 変異原性	
8	ジルコニアアルミノシリケート 耐火セラミック繊維	発がん性	
9	2,4-ジニトロトルエン	発がん性	
10	フタル酸ジイソブチル	生殖毒性	
11	クロム酸鉛	発がん性, 生殖毒性	表 1- 3-A09
12	C.I.ピグメントレッド 104	発がん性, 生殖毒性	
13	C.I.ピグメントイエロー 34	発がん性, 生殖毒性	
14	リン酸トリス(2-クロロエチル)	生殖毒性	
15	アクリルアミド	発がん性 変異原性	

*表8 SVHC リスト(2010.3.8)

物質 No.	物質名	危険有害性	備考
1	トリクロロエチレン	発がん性	CASNo79-01-6
2	ホウ酸	生殖毒性	CASNo10043-35-3 /11113-50-1
3	四ホウ酸二ナトリウム、無水物	生殖毒性	CASNo1330-43-4 12179-04-3 1303-96-4
4	四ホウ酸二ナトリウム、水和物	生殖毒性	CASNo12267-73-1
5	クロム酸ナトリウム	発がん性 変異原性 生殖毒性	CASNo7775-11-3
6	クロム酸カリウム	発がん性 変異原性	CASNo7789-00-6
7	二クロム酸アンモニウム (重クロム酸アンモニウム)	発がん性 変異原性 生殖毒性	CASNo7789-09-5
8	二クロム酸カリウム (重クロム酸カリウム)	発がん性 変異原性 生殖毒性	CASNo7778-50-9

桂川電機株式会社御中

使用禁止物質不使用証明書（Ver5.2）

桂川電機およびその関連会社に直接または第三者を通して納入する別紙の部品のリストに示す部品、原材料、包装材および副資材が、「桂川電機グリーン調達部品納入基準」の「桂川電機使用禁止物質」（国内外の法令・規制で除外されているものを除く）を含まないことを保証します。

尚、フロン、代替フロンについては、部品、原材料への含有だけではなく、その製造工程においても使用していないことを保証します。

発行日 _____ 年 月 日

取引先コード _____

会社名 _____ 社印

部署名 _____

責任者名 _____ 印

部品リスト

No.	桂川電機 部品番号	桂川電機 部品名称
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		

管理番号 _____

発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

取引先コード _____

会社名 _____

部署名 _____

責任者名 _____ 印

添付リスト	有り	無し
-------	----	----

桂川電機株式会社御中

REACH 規則における SVHC（高懸念物質）の情報開示要求の確認書 5.2

当社は、EU REACH 規則における Very High Concern Substances (SVHC) (高懸念物質) について以下の要件に従います。

1. 桂川電機およびその関連会社に直接または第三者を通して納入する部品、原材料、包装材および副資材に関し、添付リストの SVHC の含有調査を実施しました。
2. 桂川電機およびその関連会社に直接または第三者を通して納入する部品、原材料、包装材および副資材に関し、添付リストの SVHC が含有している場合には、その品目と SVHC の名称および含有量、含有部材情報を貴社に報告します。

発行日 _____ 年 月 日

取引先コード _____

会社名 _____ 社印

部署名 _____

責任者名 _____ 印

Ver.2.0 変更点

1. 適用範囲に包装材、副資材を追加した。
2. エコマークの「複写機」「プリンタ」を追加調査項目に追加した。
3. 化学物質調査を「桂川グリーン調達調査 V3-F1」の実施に変更した。
4. 表1 桂川電機使用禁止物質の閾値を明記した。
5. RoHS 指令除外項目の見直しを行った。
6. 使用禁止物質不使用証明書の変更。

Ver.3.0 変更点

1. 化学物質調査を「桂川グリーン調達調査 V323-F1」の実施に変更した。
2. RoHS 指令除外項目の見直しを行った。

Ver.4.0 変更点

1. 化学物質調査を「桂川グリーン調達調査 V323-F1」から「桂川グリーン調達調査 V334-F1」に変更した。
2. カドミウムの閾値を 100ppm とした。
3. PFOS を使用禁止物質に追加した。
4. 変更点は、[*]を表示した。

Ver.5.0 変更点

1. 化学物質調査を「桂川グリーン調達調査 V334-F1」から「桂川グリーン調達調査 V401」に変更した。
2. フェノール2-(2Hベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)を禁止物質に追加した。
3. 外部要求の禁止物質を追加した。
4. 管理物質の見直しを行った。
5. REACH 規則の SVHC の調査及び確認書を追加した。
6. RoHS 指令除外項目の見直しを行った。
7. 各物質の危険有害性情報を追加した。

Ver.5.1 変更点

1. 化学物質調査を「桂川グリーン調達調査 V334-F1」から「桂川グリーン調達調査 V402」に変更した。
2. REACH 規則の第2回目の SVHC リストを追加した。(表7)

Ver.5.2 変更点

1. SVHC にアクリルアミドおよび表8を追加した。